

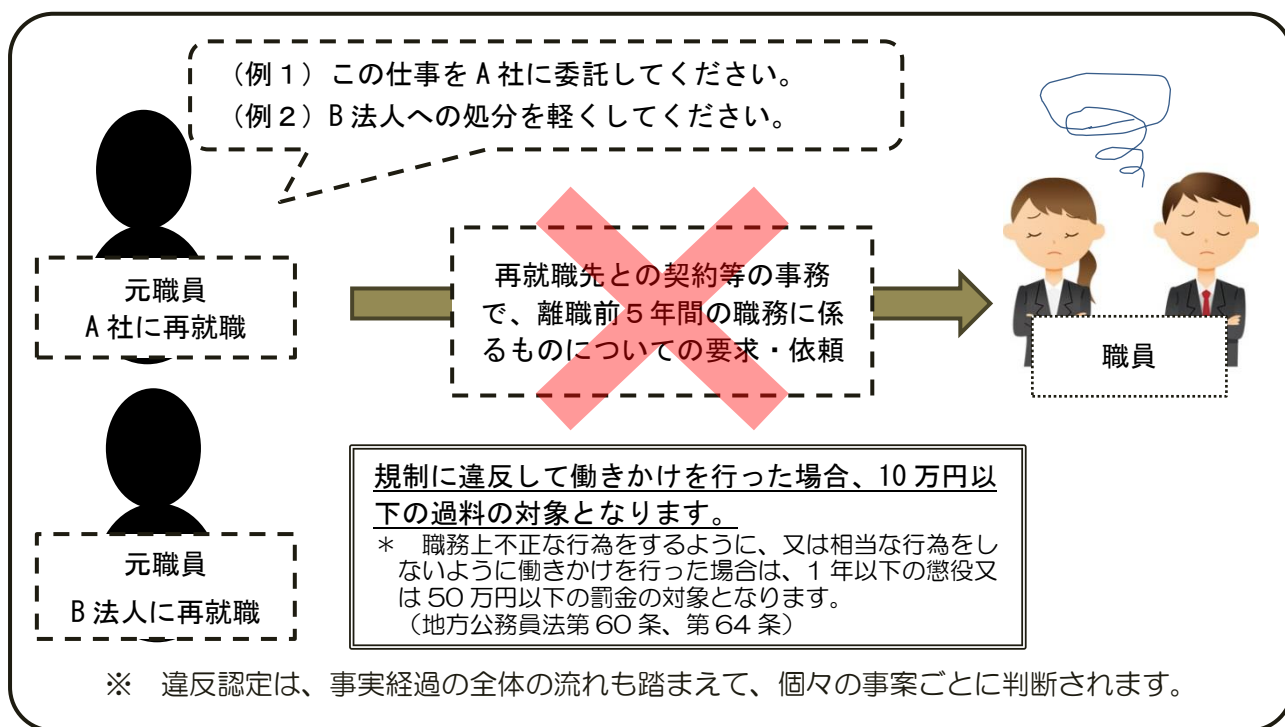
各務原市職員の退職管理について

1. 働きかけの禁止

営利企業等^(*1)に再就職した元職員は、離職後2年間、現職職員への働きかけが禁止されています。

(在職中のポストや職務内容により、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。)

平成28年4月の地方公務員法の改正により、営利企業等に再就職した本市退職者が、現職の職員に対して、本市と再就職先との間の契約や処分に関する事務で、離職前5年間又は一定の職に就いていた間の職務等に係るものについて、要求・依頼（働きかけ）を行うことが禁止されています。



◆ 働きかけ禁止の範囲 ◆ (地方公務員法第38条の2、職員の退職管理に関する条例第2条)

- 在職していた執行機関の組織等の職員に対し、**離職後2年間**、再就職先に関する契約等の事務であって**離職前5年間の職務に属するもの**に関する働きかけが禁止されます。
- **離職前5年よりも前に「管理又は監督の地位」^(*2)**に就いていたときの職務についても、**離職後2年間**、働きかけが禁止されます。
- 最終決裁者として**自ら決定した契約等事務**に関する働きかけは、期限定めなく禁止されます。

◆ 働きかけ禁止の例外となる場合 ◆ (地方公務員法第 38 条の 2)

- 行政庁からの指定・登録・委託等を受けて行うものについて、業務遂行のために必要な場合、地方自治法第 221 条第 3 項の法人の業務を行うために必要な場合
- 法令や、地方公共団体との契約・処分に基づき権利の行使や義務の履行をする場合
- 法令に基づく申請や届出を行う場合
- 一般競争入札による契約を締結するために必要な場合
- 法令又は履行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- 公務の公平性の確保に支障が生じない場合として承認を得た場合

*1:「営利企業等」とは…

営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。

*2:「管理又は監督の地位」にある職員とは…

各務原市職員の給与の支給に関する規則（昭和 38 年規則第 45 号）第 2 条の 3 に規定する管理職手当の支給を受ける職にある職員のうち、次に掲げる職員が就いている職を指します。

- ・部長又はそれに相当する職
- ・参与の職
- ・次長又はこれに相当する職
- ・課長、消防署長又はこれらに相当する職
- ・施設の長又はこれに相当する職

2. 再就職状況の届出

「管理又は監督の地位」にあった元職員は、退職後 2 年間、再就職状況の届出が必要です。

本市では、改正地方公務員法を踏まえ、「職員の退職管理に関する条例」を制定しました（平成 28 年 4 月施行）。この条例に基づき、「管理又は監督の地位」にあった元職員は、再就職をした場合や再就職先での地位に変更があった場合に、本市へ届出をする必要があります。

◆ 届出書類・届出内容など ◆ (職員の退職管理に関する条例第 3 条)

- 届出が必要な元職員：「管理又は監督の地位」にあった職員
- 届出が必要な場合
：本市退職後 2 年以内に再就職したとき、又は届出内容に変更を生じたとき
- 届出書類：再就職届出書
- 届出内容：再就職日、再就職先の名称、再就職先の業務内容・地位など
- 届出時期・届出先
：再就職後速やかに市長公室人事課に届出